

安全データシート (SDS)

1. 化学物質等および会社情報

製品名 : HI 717AS リン酸塩 (高濃度) 測定用試薬 A

品 番 : HI 717-25 (40 回分)

製造者 : Hanna Instruments, Inc.

会社名 : ハンナ インストルメンツ・ジャパン株式会社

住 所 : 〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6 エム・ベイポイント幕張 14F

担 当 : 営業課

電 話 : 043-216-2601

F A X : 043-216-2602

E-mail : sales@hanna.co.jp

2. 危険有害性の要約

製品の GHS 分類、ラベル要素

GHS 分類

金属を腐食する物質または混合物 : 区分 1

皮膚腐食性 : 区分 1

重篤な目の損傷 : 区分 1

※ 記載の無い GHS 分類区分については分類対象外、区分外となります。

注意喚起語 : 危険

絵文字 :



危険情報 : 金属に対して腐食性があります。

重篤なやけどや目に損傷を引き起こします。

予防情報 : 適切な保護具 (手袋、着衣、ゴーグル、フェイスマスク) を用いる。

3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別：	混合製品（液体）
化学名：	硫酸 モリブデン酸アンモニウム四水和物
含有量：	50%以上 5%未満
CAS No：	7664-93-9 12054-85-2
化審法：	1-430 1-389

4. 応急措置

吸入した場合：すぐに医師の診察を受ける。新鮮な空気のある場所に移動する。呼吸をしていない場合人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合：付着した衣服を脱ぐ。皮膚の付着した部分をシャワーで洗い流す。医師の診察を受ける。

目に入った場合：コンタクトレンズをしている場合は外す。瞼を指で開けすぐに多量の水で30～60分洗い流す。医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合：多量の水を飲ませる。すぐに医師の診察を受ける。指示なしに吐かせない。

5. 火災時の措置

消火剤：水スプレー、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素

特有の危険有害性：燃焼生成物を吸入しないこと。

消火を行う者の保護：消火に当たっては保護具を使用し、危険な場所に留まらない。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：適切な保護具を着用し、目、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項：排水溝や地下水に漏洩しないようにする。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱上の注意：蒸気、ガス等を避け、吸入しないようにする。使用中は飲食および喫煙をしない。使用後は手を洗う。環境への漏出を避ける。

保管上の注意：常温（15～25℃）で保管する。

直射日光をさけ、湿度の高いところに保管しない。

オリジナル容器のまま保管する。きちんと蓋を締める。

8. 暴露防止および保護措置

設備対策：一般的な労働衛生上の決まりに従う

管理濃度：該当情報なし

呼吸器の保護具：防塵マスク

目の保護具：安全ゴーグル

皮膚および身体の保護具：不浸透性保護具、保護手袋

9. 物理的および化学的性質

外観：無色で高密度の液体

臭い：無臭

比重（密度）：1.4 g/cm³

融点：データなし

沸点：データなし

溶解性：水に可溶

pH：1 未満@25°C

10. 安定性および反応性

反応性：通常の手扱いおよび保管条件において危険な反応は見られない。

化学的安定性：通常の手扱いおよび保管条件において良好。

危険有害反応可能性：通常の手扱いおよび保管条件において危険な反応は見られない。

避けるべき条件：該当情報なし

避けるべき物質：該当情報なし

11. 有害性情報

急性毒性：

硫酸

経口： ラット LD50 2140mg/kg

皮膚腐食性・刺激性： 皮膚に腐食性あり

目に対する重篤な損傷・刺激性： 目に重篤な損傷の恐れあり

呼吸器感作性または皮膚感作性： 該当情報なし

生殖細胞変異原性： 該当情報なし

発癌性： 該当情報なし

生殖毒性： 該当情報なし

特定標的臓器・全新毒性： 該当情報なし

吸引性呼吸器有害性： 該当情報なし

12. 環境影響情報

水、廃水、土壌に廃棄してはならない。

13. 廃棄上の注意

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に従って廃棄する。
または廃棄専門業者に委託すること。

14. 輸送上の注意

運搬時には転倒、落下、損傷がないようしっかりと積み込む。

国連分類：8 等級：Ⅱ

国連番号：3264

国内規制：該当情報なし

15. 適用法令

毒物および劇物取締法：劇物 硫酸

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

硫酸（規則別表第2の2229） 2025年4月1日施行

モリブデン及びその化合物（令別表第9の31） 2025年4月1日施行

皮膚等障害化学物質等及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質

硫酸 特化則等 2024年4月1日以降

特定化学物質（特化則） 第3類 硫酸（別表第3第3号8）

化学物質管理促進法（PRTR 法）：

モリブデン及びその化合物 （管理番号 453 第一種 政令番号 1-505）

（2023 年 4 月 1 日以降）

水質汚濁防止法：

指定物質 硫酸（政令第 3 条の 3 第 15 号）

指定物質 モリブデン及びその化合物（政令第 3 条の 3 第 46 号）

消防法：届出を要する消防活動阻害物質 硫酸（但し、届け出数量 200kg）

麻薬及び向精神薬取締法：麻薬原料 硫酸

16. その他の情報

記載内容の取扱い

この製品安全データシートは各種の文献などに基づいて作成していますが、必ずしもすべての情報を網羅している物ではありませんので、取り扱いには十分注意してください。また含有量、物理・化学的性質、危険有害性などの記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

2025 年 8 月改訂